

岡山県南部水道企業団郵便入札実施要綱

制定 令和 4年 3月 14日 訓令第10号

令和 4年 4月 1日 施行

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山県南部水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事、建設関連業務及び役務の提供等（以下「対象工事等」という。）の契約に係る競争入札について、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 郵便入札の対象は、競争入札に付するもののうち、岡山県南部水道企業団建設工事及び物品調達業者入札指名委員会が必要と認めたものとする。

(入札の公告等)

第3条 一般競争入札により対象工事等の郵便入札を実施する場合には、岡山県南部水道企業団契約規程（昭和59年管理規程第1号。次項において「契約規程」という。）第3条の規定による入札の公告を行うものとする。

2 指名競争入札により対象工事等の郵便入札を実施する場合には、契約規程第26条の規定による指名の通知を行うものとする。

(設計図書等の交付等)

第4条 入札参加者は、前条の規定により行った入札公告又は指名通知書（以下「入札公告等」という。）に示す方法により、対象工事等に係る設計図書等（設計書、仕様書、図面等をいう。以下同じ。）の交付を受けなければならない。

2 設計図書等の内容についての質問及び質問に対する回答は、入札公告等に示す方法により行うものとする。

(入札参加表明)

第5条 一般競争入札に参加しようとする者は、対象工事等に係る入札参加資格要件を満たすことを確認し、前条第1項に規定する設計図書等の交付を受けた後、入札公告に定める方法により入札参加表明を行わなければならない。

(入札の辞退)

第6条 第3条第2項の規定により指名の通知を受けた者及び前条の規定により入札参加表明を行った者が郵便入札を辞退しようとするときは、辞退届を提出しなければならない。

い。

2 次条に規定する入札書を提出した後の郵便入札の辞退は認めない。ただし、入札参加者からの申出により企業長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(入札書等の郵送方法等)

第7条 入札参加者は、入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、入札公告等に示す宛先に一般書留又は簡易書留で郵送しなければならない。この場合において、入札公告等に入札金額の内訳を記載する書類（以下「入札金額内訳書」という。）の提出が求められているときは、入札金額内訳書を同封するものとする。

2 前項の規定により入札書を郵送する場合は、入札公告等に示す指定封筒に入れて封緘し、郵送しなければならない。

3 郵便入札に係る郵送料は、入札参加者の負担とする。

4 郵送した入札書の訂正、引換え又は撤回は認めない。

(入札書の提出期限)

第8条 入札書の提出期限は、入札公告等において示すとおりとする。

(共同企業体の特例)

第9条 共同企業体での入札参加を指定する対象工事等において、共同企業体を結成して郵便入札に参加しようとする者は、第4条から第7条までに規定する手続を共同企業体の代表者が行わなければならない。

(開札等)

第10条 郵便入札の開札は、入札公告等において示した日時及び場所において、入札参加者のうち立会いを希望する者（委任状による代理人を含む。以下「入札立会人」という。）を立ち合わせて執行するものとする。

2 入札立会人がいないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

3 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2以上あるときは、当該入札者が当該入札の入札立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加をしていない場合は前項の職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(再度入札)

第11条 予定価格を事前公表しない案件に限り、1回目の入札において予定価格の制限の範囲内での入札が無いときは、1回を限度とし、再度入札を行うことができる。

2 前項の規定により再度の入札を行うときは、1回目の入札に参加した者に限り参加することができるものとする。

(入札の無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) 入札書に必要事項の記載及び代表者印（委任先を登録している場合は、登録した委任先の代表者印）の押印がない入札
- (4) 一般書留又は簡易書留以外の方法で入札書を提出した入札
- (5) 入札書が入札公告等に記載した到着期限を過ぎて到着した入札
- (6) 入札金額内訳書の添付が必要とされた案件の入札において、入札金額内訳書が入札書に添付されていない入札
- (7) 明らかに不正によると認められる入札
- (8) 前各号に掲げるもののほか、企業長が定める入札条件に違反してなされた入札
(入札結果の公表等)

第13条 落札者を決定したときは、速やかに入札結果を企業団ホームページに掲載し、公表するものとする。

2 落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に落札決定の通知を行うものとする。

(入札の延期等)

第14条 企業長は、必要があると認めるときは、理由を示した上で郵便入札の延期又は中止をすることができる。郵便入札の開札を延期する場合は、到着期限までに到着した入札書等を延期後の開札日時まで厳重に保管するものとし、入札を中止する場合は、速やかに当該入札書等を入札参加者に返却するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、企業長が別に定める。